

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念である「経営の信条」(<http://www.yuken.co.jp/corp/pdf/keiei.pdf>)を礎に、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。また、当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考えます。株主を始めとするステークホルダーとの協働や、適切な情報開示による透明性の確保、取締役会の有効性の確保等を図りながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳)

議決権の電子行使等については、株主、投資家の皆様のご意見も参考にしつつ、今後前向きに検討してまいります。招集通知の英訳については、現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えているため、海外投資家比率20%を目処に検討してまいります。

(原則3-1 情報開示の充実 (5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の選任・指名についての説明)

今後、株主総会において候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の参考書類において、当該候補者の選任理由を説明いたします。

(補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供)

英語での情報開示については、現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えているため、海外投資家比率20%を目処に検討してまいります。

(補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督)

当社では、今後、取締役社長の後継者計画について取締役会において議論し、当社の経営戦略を踏まえた社長の資質に関する要件を定め、取締役会で共有してまいります。

(原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社において、独立社外取締役は、株主をはじめとするステークホルダーの視点に立ち、会社の持続的成長と企業価値向上に資するかという観点から検討、判断し、意見を表明することをその主たる役割としており、現在1名を選任しております。今後、取締役会においてより活発に意見を得るべく、独立社外取締役が2名以上となるよう、現在候補者を検討しております。

(補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社では、現時点においても取締役会は経営の監督と重要な業務執行の決定等その役割を適切に果たしていると考えておりますが、今後は、その機関機能をより高めるため、各取締役が毎期自己評価を行い、その結果に基づき取締役会全体の実効性について評価を行い、その概要を開示することといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する目的で、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、他社の株式を保有する場合があります。個別銘柄ごとにリスク・リターンを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通し、営業政策上の重要性、相互の信用力の補完としての必要性も勘案し、取締役会で新規取得、継続保有、売却等の意思決定を行います。

政策保有に関する方針の詳細及び、政策保有株式に係る議決権行使の基準については「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第5条及び、別紙1、2の通りであり、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.yuken.co.jp/ir/governance.aspx>) 以下同様

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者間の取引に関して、グループ各社または株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした恐れが生じることのないよう、法令等に従い、取引の重要性、性質に応じた手続きを定め、取締役会等は、当該手続きを踏まえて当該取引の実施状況等を適切に監視します。また、関連当事者間の取引に係る情報を適切に把握・管理し、取引の重要性、性質に応じて、取締役会等において取引の合理性および条件の妥当性等を検討し、必要に応じて取締役会等において承認する体制を整備しております。

詳細については「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第8条及び、別紙4の通りであり、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

1. 経営理念等については、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

2. 経営戦略、経営計画

当社グループは、2013年度から2015年度の3年間の中期経営計画「3G ACTION2015」を策定し、「Group」「Global」「Growing」をキーワードとした戦略を実現し、次の成長フェーズに向けた基礎固めを行い、グローバル企業への転換を目指しております。

1. 中期経営計画における重点施策

1.1 Group戦略 ～選択と集中によるグループ全体最適の実現～

1) 販売、開発、生産でのグループ分業体制確立によるグループシナジーの発揮

2) 海外生産拠点の製造品質向上による「YUKEN版世界標準」の確立

- 3)コア製品の収益率強化
- 1.2Global戦略 ～海外事業拡大のための布石～
 - 1)海外拠点の整備と強化
 - 2)価値観を共有するグローバル企業との連携強化
 - 3)欧州、北米、南米地域への展開
- 1.3Growing戦略 ～成長を支えるマネジメントインフラの整備～
 - 1)基幹システム更新による業務改善とスリム化
 - 2)人材の育成
 - 3)グループ会社支援機能の強化
- 2.販売戦略
 - 2.1成長が期待できる市場への販売力強化と市場開拓
 - 2.2新興国に向けたエントリー機の投入と拡販
 - 2.3未開発市場への早期参入
- 3.開発戦略
 - 3.1製品のグローバル仕様化
 - 3.2顧客付加価値提供を目指した差別化商品の開発
 - 3.3油圧機器専門メーカーとしての専門性、オリジナリティの提供
- 4.生産戦略
 - 4.1コア製品内製化による市場競争力の強化
 - 4.2最適拠点による集中生産とグループ供給
 - 4.3グループ製造品質の強化

次期中期経営計画については、開示方法・開示内容も含めて検討してまいります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書1の「基本的な考え方」をご参照下さい。

また基本方針については、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現し、株主をはじめとする様々なステークホルダーの期待に応えるために、取締役会を中心とした最良のコーポレート・ガバナンスを構築することを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定め、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる適正、公平かつバランスの取れたものであるべきと考えています。独立社外取締役の報酬等は、当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ業績連動型の要素が含まれないものとしています。また、報酬諮問委員会を置き、方針や報酬等の内容について取締役会に勧告することとしています。

詳細は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第30条及び、別紙6の通りであり、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験、高い倫理観及び健全な企業家精神に基づく提案力を有した者でなければならないとし、また取締役会の多様性にも配慮することとしています。当社は指名諮問委員会を置き、新任取締役候補者は、同委員会における公正かつ厳正な審査及び勧告を受けた上で、取締役会で決定いたします。

当社の監査役は、財務・会計に関する適切な知見、業務執行者及び会社経営者としての経験と見識等を勘案し、監査役会での同意を得た上で、取締役会で決定いたします。

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社取締役会は、業務執行の機動性を高め、経営の活力を増大するため、法令、定款及び取締役会規則に記載する事項以外の業務執行の意思決定を、取締役役に委任いたします。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の独立社外取締役の独立性の判断基準については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第17条第2項及び、別紙5の通りであり、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

(補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方)

当社取締役会は、適切な経営戦略等の立案、審議や専門性を含めた質の高い意思決定と実効性のある監督機能を確保するために、当社のビジネスモデルに精通した十分な数の社内取締役を構成員とするとともに、性別や国籍、技能その他の多様性にも配慮することとしています。また、社外取締役の多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性による高度なモニタリング機能が健全な経営体制の構築に必要であると考えています。

(補充原則4-11-2 取締役、監査役の兼任状況)

取締役、監査役の他の上場企業の役員の兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告にて開示しております。

(補充原則 4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、役員がその役割を適切に果たすことができるよう、経営戦略や財務分析、法令、能力開発等、適宜社内外の勉強会やセミナー、専門家によるトレーニングを行います。詳細は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第26条の通りであり、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、代表取締役社長を始め各業務執行取締役等が積極的に株主との対話を行い、双方向の良好なコミュニケーションを図る活動を推進いたします。株主との対話全般に関しては、管理本部担当取締役が担当し、社内関連部門が連携して投資機会の促進と情報開示の充実に努めます。詳細は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第33条の通りであり、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	2,043,500	4.53

油研協力会持株会	1,957,720	4.34
株式会社みずほ銀行	1,955,100	4.33
株式会社三井住友銀行	1,653,807	3.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,645,407	3.64
油研販売店持株会	1,419,720	3.14
DEUTSCHE BANK AG, FRANKFURT	1,350,000	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	851,000	1.88
酒井重工業株式会社	823,000	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	759,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木幸一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木幸一	○	独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士としての専門知識および経験等を豊富に有していることから、社外取締役として公正な立場で当社取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に寄与していただけるものと判断しております。同氏は業務執行を行なう当社経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反するおそれはないため独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は年6回定期的に会合をもち、監査方針および監査計画について意見交換を行っています。また、会計監査人の監査には監査役が同行し、監査状況を確認しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桜井雅夫	他の会社の出身者							△			△			
矢島良司	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桜井雅夫	○	独立役員に指定しております。	企業経営者ならびに業務執行者としての豊富な経験と見識により、社外監査役として適任であると判断しております。同氏の出身先である株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)は、当社の借入先であります。同氏が同行を退職してから長期間が経過しております。さらに、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行への借入依存度は他社に比べ突出しておりません。また、当社は同氏の出身先であるみずほ情報総研株式会社と取引がありますが、一般消費者としての通常の取引のみであり、同社は当社の主要取引先に該当せず、同氏との間に特別な利害関係はないため、当社における同氏の職務執行に対して著しい影響を及ぼす可能性はないと考えております。以上のことから、同氏は業務執行を行う当社経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反するおそれはないため独立役員に指定しております。
矢島良司		株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長	企業経営者ならびに業務執行者としての豊富な経験と見識により、当社の経営を監査していただいております。同氏の出身先である第一生命保険株式会社は、当社の株式を4.53%保有し、当社と取引がありますが、同社は当社主要株主、主要取引先に該当しませんので、十

分な独立性が確保されており、社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬に含まれていると判断しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における報酬額 取締役6名 126,880千円、監査役3名 33,430千円(うち社外2名 20,010千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しており、その範囲内で個別の報酬額を決定しております。

なお、当社は役員報酬の内規において、社長その他の役職ごとの報酬の範囲や業績に基づく決算賞与の支給基準等について定めております。これらに基づき、経営内容および各人の業績への貢献度等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部にて社外取締役および社外監査役に対し、取締役会会議資料の事前提出を行い、議案内容を事前確認していただくことで取締役会、監査役会における審議の実行性を高めております。また、会議出欠の状況確認および会議日程の早期連絡などを行い、出席率の確保に努めるとともに、欠席した場合は関連資料を送付しております。また、業務執行取締役および常勤監査役から、それぞれ社外取締役、社外監査役(非常勤)に対し、必要な情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行

・取締役会は、取締役7名(うち1名は非常勤社外取締役)で構成されており、原則として1ヶ月に1回開催(監査役も毎回出席)し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について十分な審議を行い、重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行の監督を行っております。

・原則として毎週1回、本部長会議(メンバーは社長、各本部長および監査役)を開催し、取締役会に付議すべき事項および重要な経営課題について審議・決定し、業務執行の迅速化を図っております。

監査

・監査役は3名とし、うち2名は社外監査役(うち1名は常勤)であります。監査役は取締役会および本部長会議に出席するほか、その他重要な会議に随時出席し、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、取締役や使用人からのヒアリング等を実施することで、取締役の職務執行に対し厳正な監査を行うとともに、経営監視機能を果たしております。また、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査方針、監査計画に基づき、監査した結果を審議しております。

・社長直轄の内部監査室(2名)を設置し、監査役とも連携しながら定期的に社内各部および子会社の業務全般にわたる業務監査を計画的に実施することで、被監査部門に対して具体的な助言や指導を行っております。

・当社の監査法人はロイヤル監査法人であり、独立監査人としての公正・不偏な立場からの監査を受けております。同監査法人は監査役と年6回定期的に会合をもち、監査方針および監査計画について意見交換を行っております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間において、特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。
(平成27年3月期の状況)

業務を執行した公認会計士の氏名 白上卓美、福野幸央

監査業務に係る補助者 公認会計士4名

(注) 監査継続年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を1名選任しております。公認会計士、税理士としての知見と豊富な経験を有しており、当社経営陣から独立した外部者の立場から、経営全般について大局的な視点での助言が期待できるとともに、取締役会の重要な意思決定を通じ監督機能を果たすことで、経営の透明性の向上に繋がるものと判断しております。また、監査役の過半数(2名)を社外監査役とし、取締役に対する監視機能を強化しております。今後はコーポレートガバナンス・コードの内容等も踏まえながら、より透明性、公平性を向上させ、効率的な意思決定のできるコーポレートガバナンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送日は法定期日の1日前としています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.yuken.co.jp/ 、IR情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 常務取締役管理本部長 永久秀治	
その他	機関投資家等からの個別のIR説明の要望があれば個別に説明を行っております。平成27年度は5件行いました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営の信条」(企業憲章)および「行動規範」
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証に基づく環境管理活動の実施

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- ・事業目的は、役職員がそれぞれの役割を最適に遂行することで達成されることから、各自の役割が法令・定款および企業倫理に適合して効率的に遂行される体制を整備しています。
- ・そのために、役職員の倫理規範としての行動規範を策定し、また、取締役の業務遂行が法令・定款に適合することを確保するため、およびリスク管理を整備するために内部統制システムを整備しています。

整備状況

- ・業務遂行に関する内部統制の体制としては、取締役会、経営会議としての本部長会議、監査役(会)、会計監査人、内部監査室、内部通報・報告窓口およびリスク管理委員会を設置し、各組織・機関が相互に関連し、内部統制システムが有効となるように努めています。
- ・事業活動に関するリスクについては、それぞれの領域ごとの担当部門を定め、リスク管理のための諸規定の整備および役職員の教育を進めています。
- ・情報管理体制としては、文書管理規定を整備しています。また、取締役会の議事録、監査役会の議事録の保存は10年としています。
- ・当社のグループ会社については、拠点長を召集した会議を定期的開催し、当社グループの経営方針、経営計画を伝達するとともに、各グループ会社から経営計画の進捗報告を受け、収支、財務の状況についても確認しております。また、当社担当取締役の定期的な訪問や、当社担当部門による日常的な管理によって、当社グループとしての内部統制システムを機能させています。更に、当社と共通のコンプライアンス体制に係る行動規範を定め、グループ役職員の遵法意識の醸成を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、平成19年8月に制定した行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしています。
- ・対応部門は総務部門としていますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしています。
- ・神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努めています。また、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力からの不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ています。
- ・行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成19年3月8日開催の取締役会において、「会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条参照)」及び買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」を決定(平成19年3月8日付で当社ホームページにその開示資料を掲載)しております。本件の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.yuken.co.jp/>)をご参照ください。平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類する行為がなされた場合の対抗措置を含む「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の導入を決定しました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

